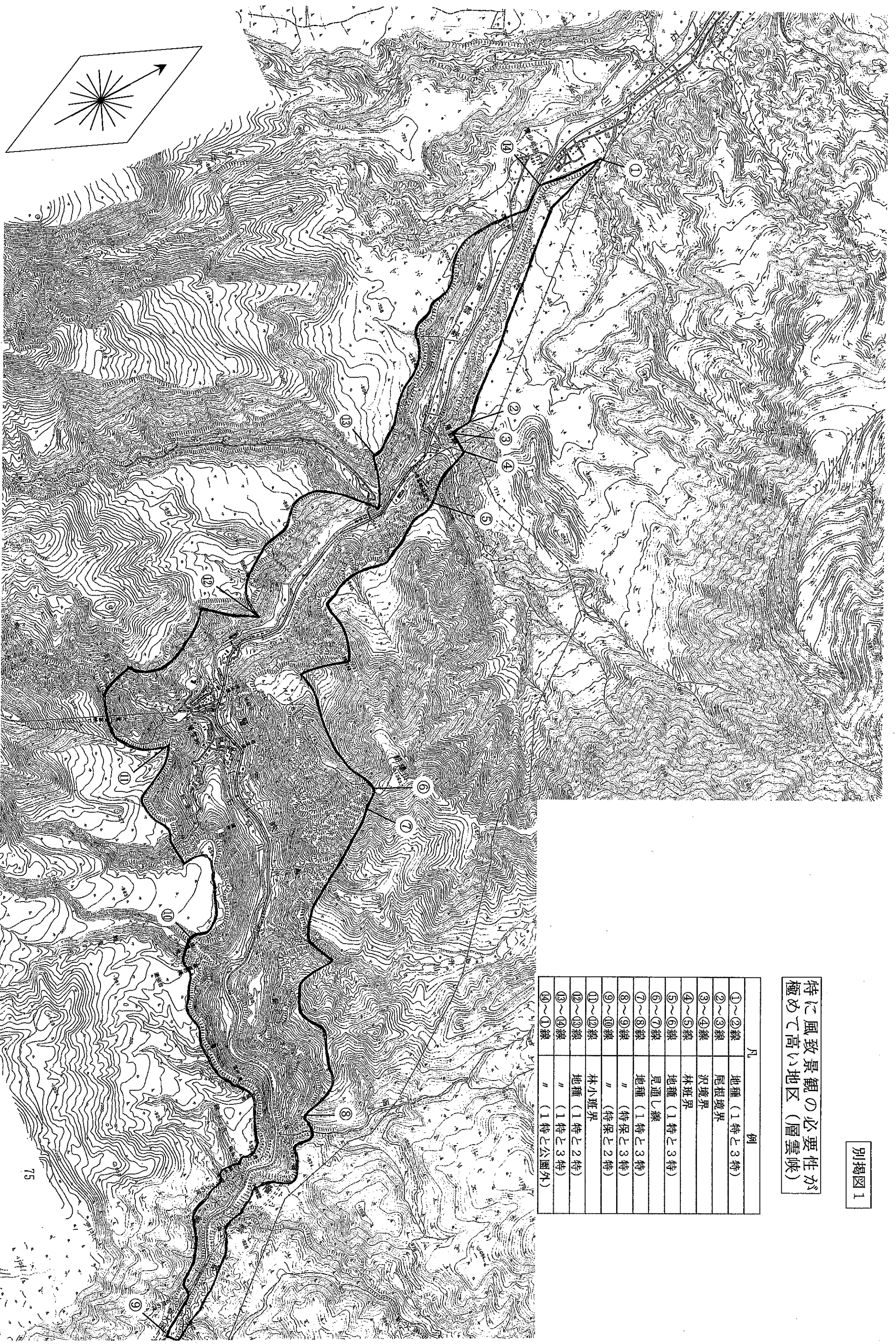


別掲図 1

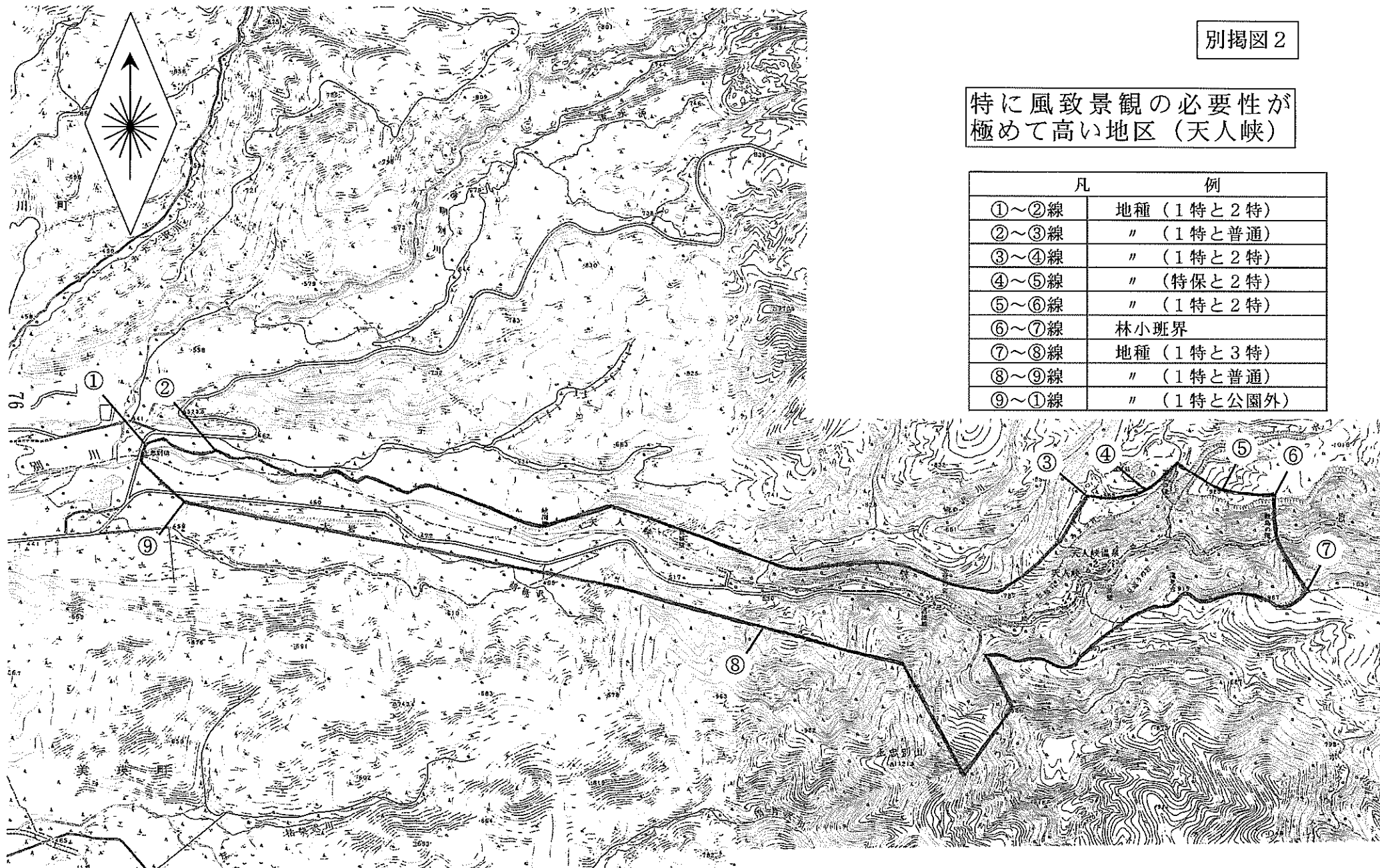
特に風致景観の必要性が極めて高い地区 (層雲峡)

| 凡 | 例 |
|------|------------|
| ①~②線 | 地種 (1特と3特) |
| ②~③線 | 尾根境界 |
| ③~④線 | 沢境界 |
| ④~⑤線 | 林班界 |
| ⑤~⑥線 | 地種 (1特と3特) |
| ⑥~⑦線 | 見通し線 |
| ⑦~⑧線 | 地種 (1特と3特) |
| ⑧~⑨線 | " (特保と3特) |
| ⑨~⑩線 | " (特保と2特) |
| ⑩~⑫線 | 林小班界 |
| ⑫~⑬線 | 地種 (1特と2特) |
| ⑬~⑭線 | " (1特と3特) |
| ⑭~⑮線 | " (1特と公園外) |



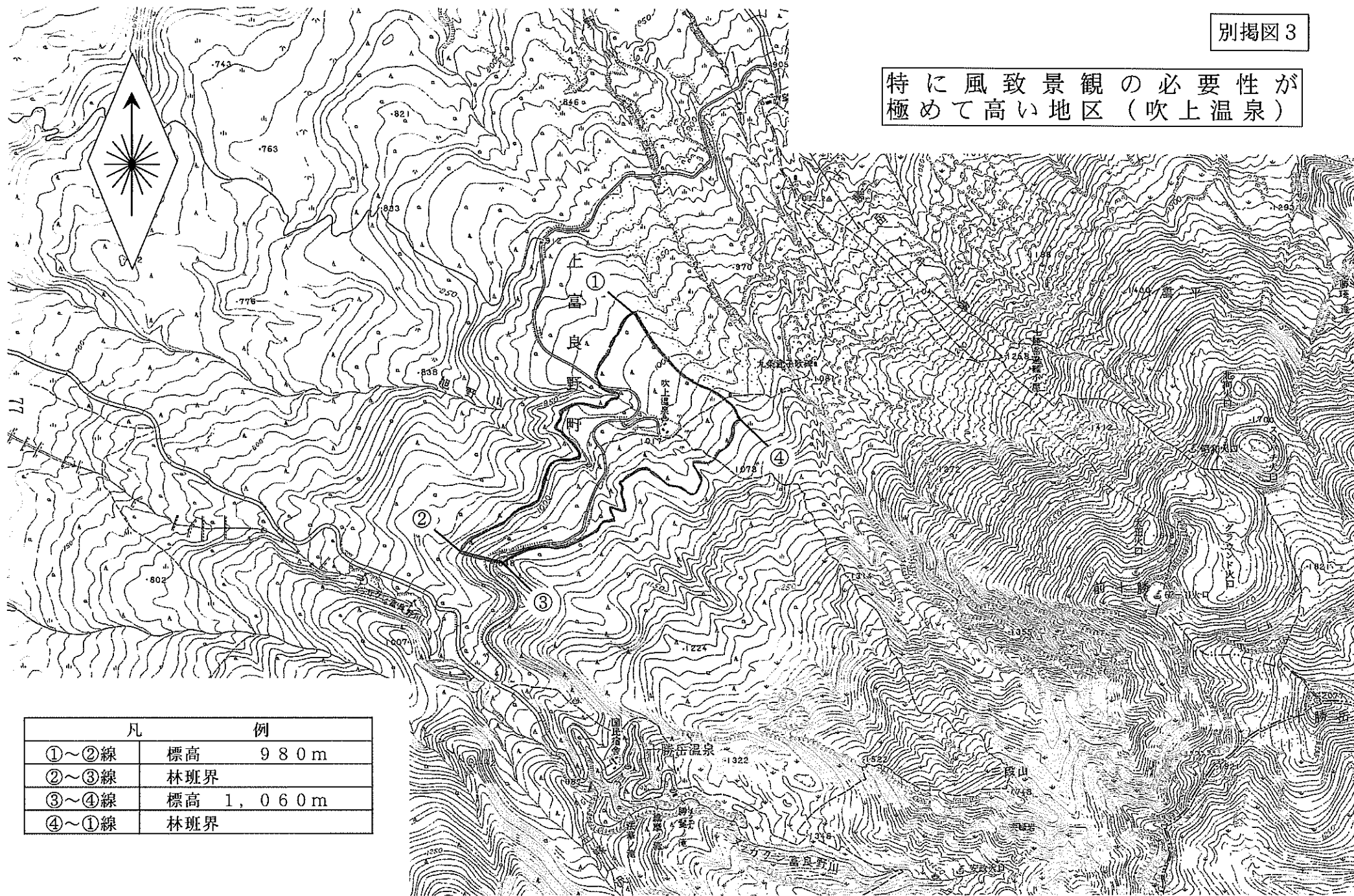
別掲図2

特に風致景観の必要性が極めて高い地区（天人峡）



別掲図3

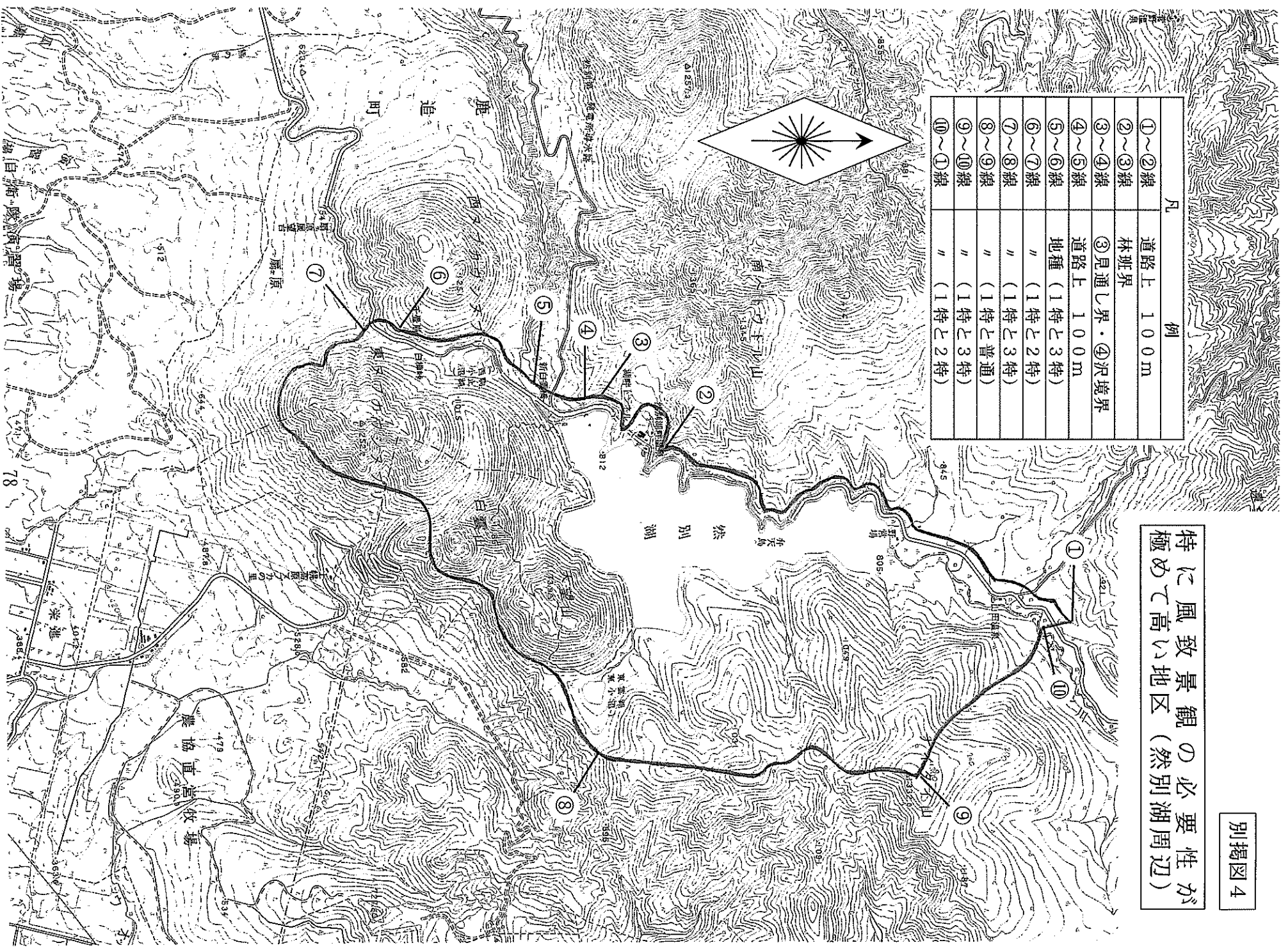
特に風致景観の必要性が極めて高い地区（吹上温泉）



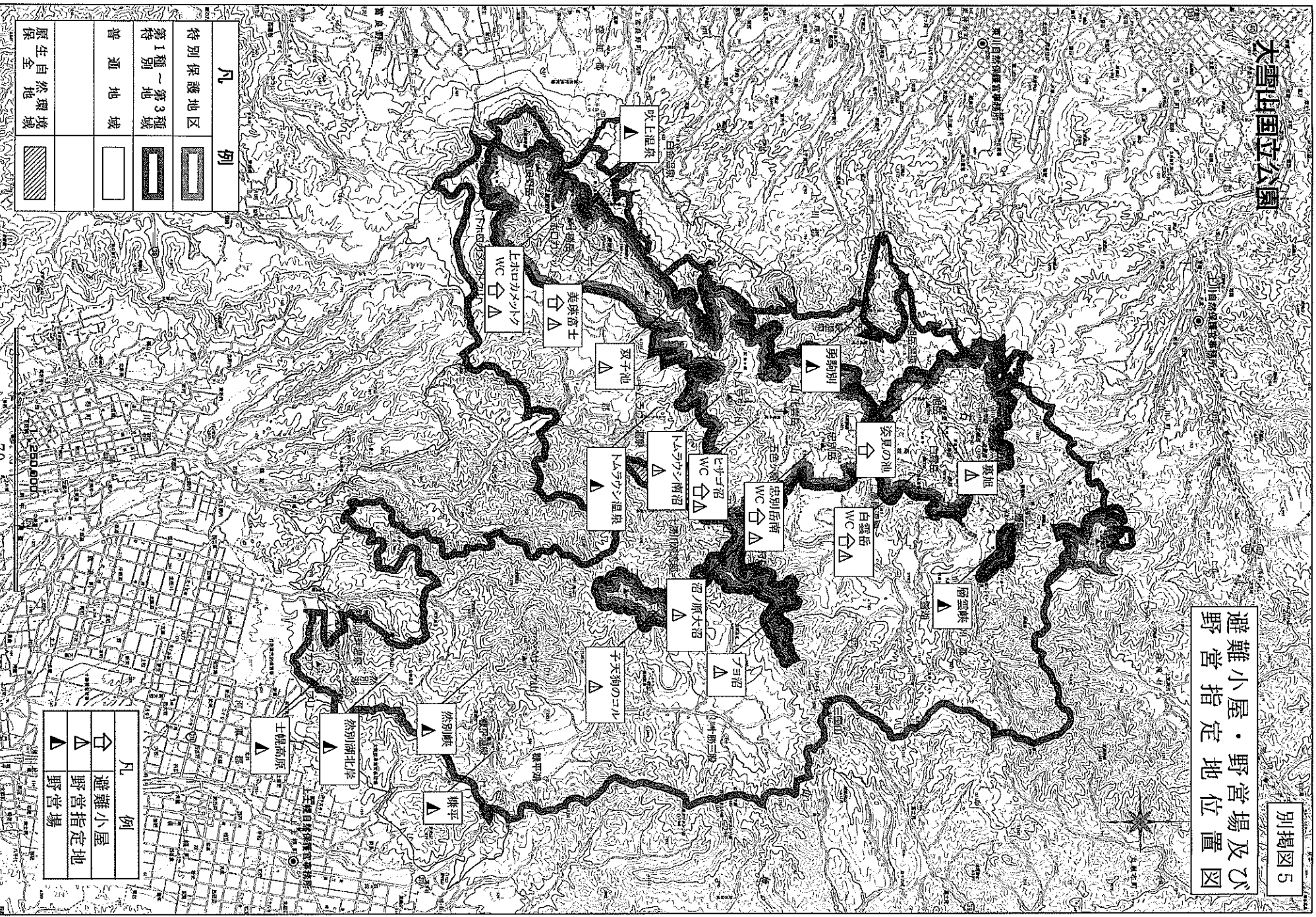
| 凡 | 例 |
|------|-----------|
| ①～②線 | 標高 980m |
| ②～③線 | 林班界 |
| ③～④線 | 標高 1,060m |
| ④～①線 | 林班界 |

別掲図 4

特に風致景観の必要性が極めて高い地区(然別湖周辺)



避難小屋・野営場及び
野営指定地位位置図



| 凡 例 | |
|------------|--|
| 特別保護地区 | |
| 特別第一種第三種地域 | |
| 普通地域 | |
| 原生自然環境保全地域 | |

| 凡 例 | |
|-----|-------|
| | 避難小屋 |
| | 野営指定地 |
| | 野営場 |

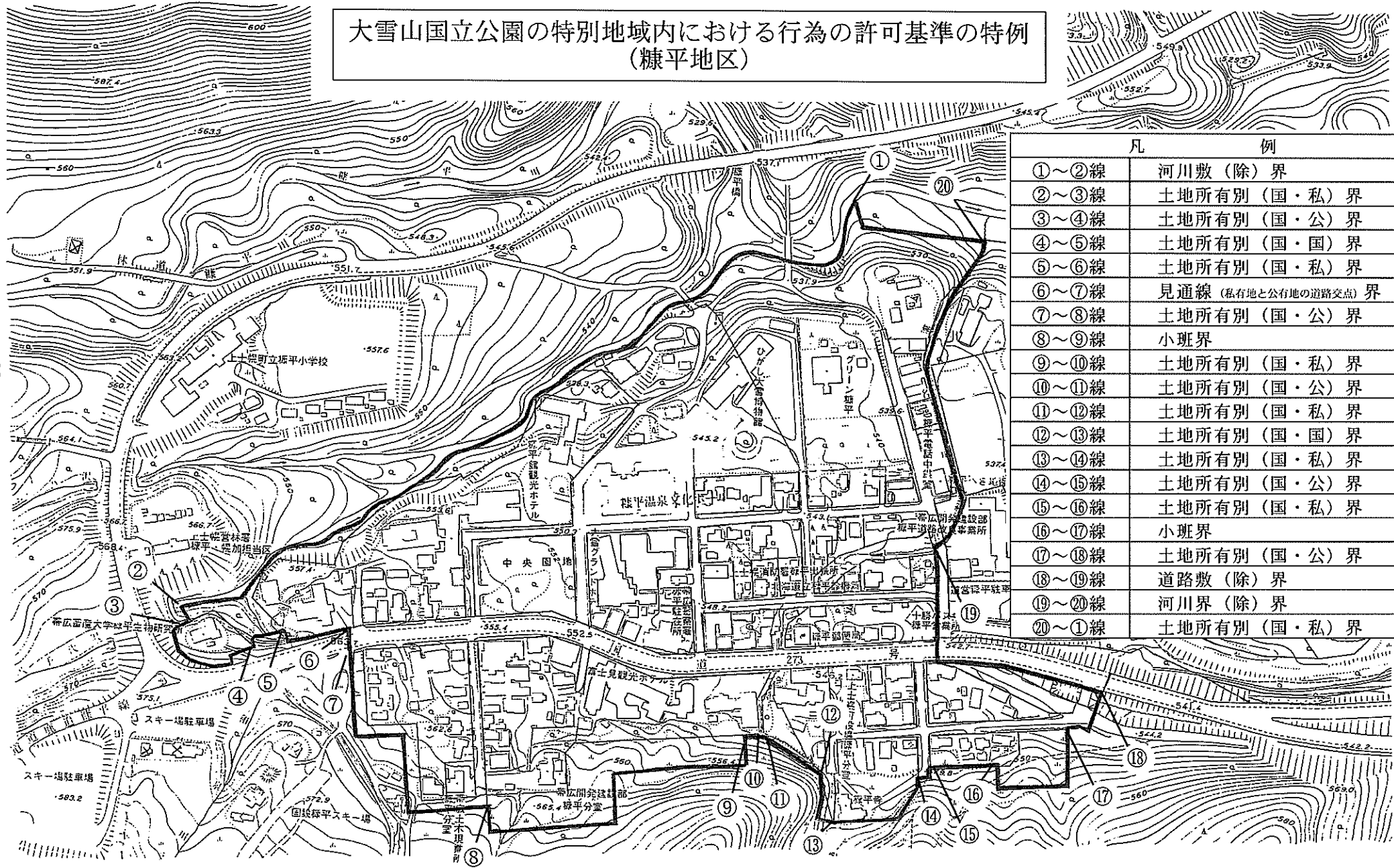
大雪山国立公園特別地域内行為の許可基準の特例（平成12年環境庁告示第48号） 自然公園法施行規則第11条（基準部分）引用関係整理表

<糠平地区>

| 項 | 行為の種類 | 号 | 基準の内容 | | | | | | | | | |
|------|--|---------|--|------------------|------------------|------------------|---------|-------|-------|---------|-------|-------|
| 第4項 | 工作物の新築、改築又は増築のうち集合住宅（同一棟内に独立して別荘（分譲ホテルを含む。）の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。）集合住宅（同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。）若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が2棟以上設けられる予定である一連の土地（以下「分譲地等」という。）内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前3項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。） | 本文 | 第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。 | | | | | | | | | |
| | | | 第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。 | | | | | | | | | |
| | | | 第1項第4号 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。 | | | | | | | | | |
| | | | 第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 | | | | | | | | | |
| | | 第1号 | 保存緑地（第9項第4号及び第5号に規定する保存緑地をいう。以下この項において同じ。）において行われるものでないこと。 | | | | | | | | | |
| | | 第2号 | 分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が2階建以下であり、かつ、その高さが10m（その高さが現に10mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。 | | | | | | | | | |
| | | 第3号 | 分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物の高さが13m（その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。 | | | | | | | | | |
| | | 第4号 | 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、その敷地面積（当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積。以下同じ。）が1000㎡以上であること。 | | | | | | | | | |
| | | 第5号 | 集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあつては、敷地面積を戸数で除した面積が250㎡以上であること。 | | | | | | | | | |
| | | 第6号 | 総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。）の和をいう。第6項において同じ。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積（同一敷地内にある全ての建築物の延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号に掲げる延べ面積をいう。）の和をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。 | | | | | | | | | |
| | | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>地種区分</th> <th>総建築面積の敷地面積に対する割合</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table> | 地種区分 | 総建築面積の敷地面積に対する割合 | 総延べ面積の敷地面積に対する割合 | 第2種特別地域 | 20%以下 | 40%以下 | 第3種特別地域 | 20%以下 | 60%以下 |
| | | 地種区分 | 総建築面積の敷地面積に対する割合 | 総延べ面積の敷地面積に対する割合 | | | | | | | | |
| | | 第2種特別地域 | 20%以下 | 40%以下 | | | | | | | | |
| | | 第3種特別地域 | 20%以下 | 60%以下 | | | | | | | | |
| 第7号 | 当該建築物の水平投影外周線が囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。 | | | | | | | | | | | |
| 第8号 | 前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域（以下「自然草地等」という。）でないこと。 | | | | | | | | | | | |
| 第9号 | 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路（以下「公園事業道路等」という。）の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。 | | | | | | | | | | | |
| 第10号 | 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。 | | | | | | | | | | | |
| 第11号 | 当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。 | | | | | | | | | | | |
| ただし書 | 第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。 | | | | | | | | | | | |
| | 第2項ただし書に規定する行為 既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請 | | | | | | | | | | | |

| | | | | | |
|-----|--|---|--|--|------------------|
| | | | | に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であって、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの | |
| | | | 第1項第5号 | 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 | |
| 第6項 | 工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築 | 本文 | 第1項第2号 | 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。 | |
| | | | 第1項第3号 | 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。 | |
| | | | 第1項第4号 | 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。 | |
| | | | 第1項第5号 | 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 | |
| | | | 第4項第7号 | 当該建築物の水平投影外周線が囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。 | |
| | | | 第4項第9号 | 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。 | |
| | | | 第4項第10号 | 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。 | |
| | | | 第4項第11号 | 当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。 | |
| | 第1号 | 当該建築物の高さが13m（その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。 | | | |
| | 第2号 | 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。 | | | |
| | | | 地種区分と敷地面積の区分 | 総建築面積の敷地面積に対する割合 | 総延べ面積の敷地面積に対する割合 |
| | | | 第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満 | 40%以下 | 20%以下 |
| | | | 第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満 | 45%以下 | 30%以下 |
| | | | 2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上 | 20%以下 | 40%以下 |
| | | | 第3種特別地域 | 20%以下 | 60%以下 |
| | ただし書 | 第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。 | | | |
| | | 第2項ただし書に規定する行為 | 既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であって、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの | | |
| | | | 第1項第5号 | 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 | |

大雪山国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例
(糠平地区)



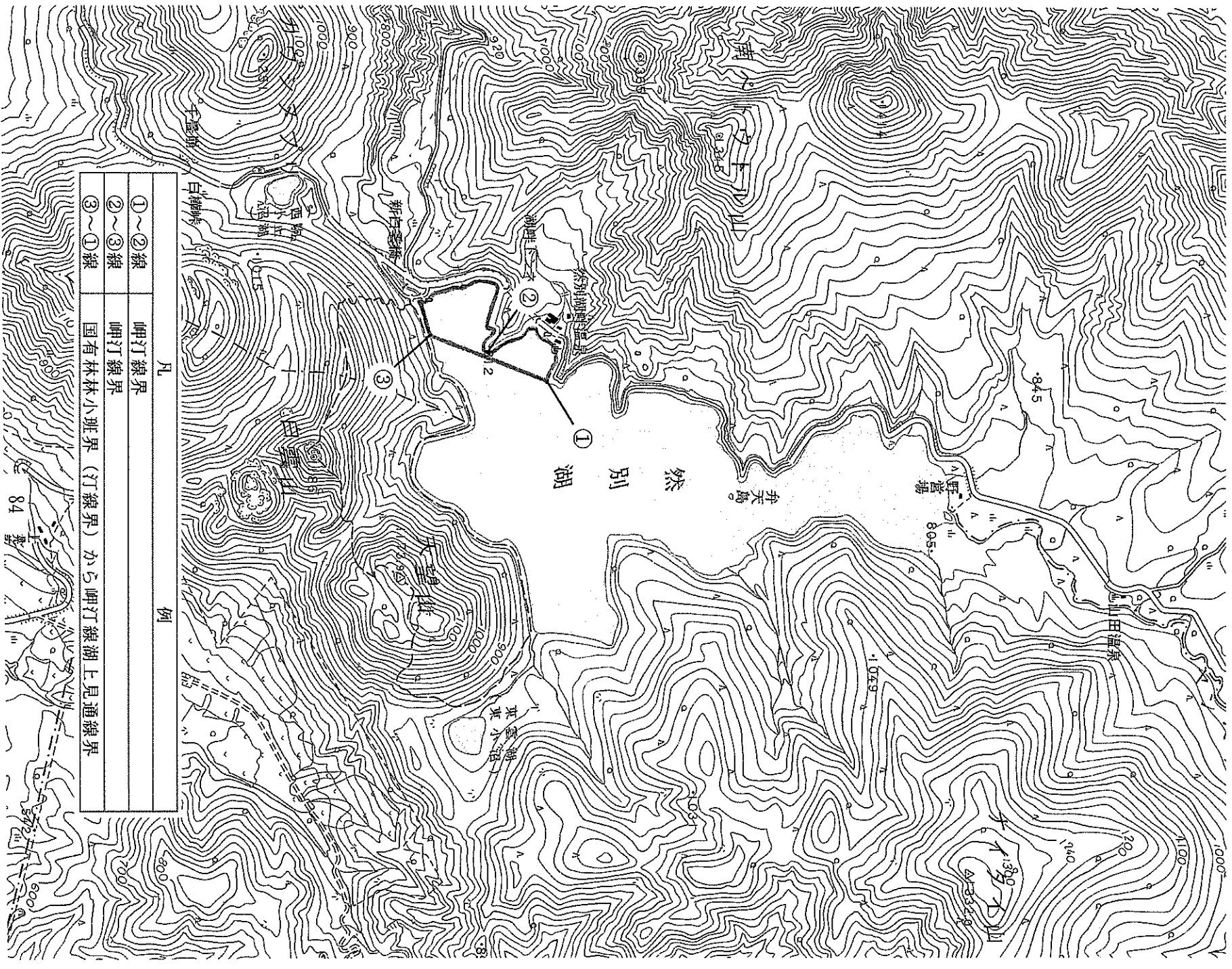
| 凡 例 | |
|------|--------------------|
| ①～②線 | 河川敷(除)界 |
| ②～③線 | 土地所有別(国・私)界 |
| ③～④線 | 土地所有別(国・公)界 |
| ④～⑤線 | 土地所有別(国・国)界 |
| ⑤～⑥線 | 土地所有別(国・私)界 |
| ⑥～⑦線 | 見通線(私有地と公有地の道路交点)界 |
| ⑦～⑧線 | 土地所有別(国・公)界 |
| ⑧～⑨線 | 小班界 |
| ⑨～⑩線 | 土地所有別(国・私)界 |
| ⑩～⑪線 | 土地所有別(国・公)界 |
| ⑪～⑫線 | 土地所有別(国・私)界 |
| ⑫～⑬線 | 土地所有別(国・国)界 |
| ⑬～⑭線 | 土地所有別(国・私)界 |
| ⑭～⑮線 | 土地所有別(国・公)界 |
| ⑮～⑯線 | 土地所有別(国・私)界 |
| ⑯～⑰線 | 小班界 |
| ⑰～⑱線 | 土地所有別(国・公)界 |
| ⑱～⑳線 | 道路敷(除)界 |
| ⑲～⑳線 | 河川界(除)界 |
| ⑳～①線 | 土地所有別(国・私)界 |

< 然別湖畔地区 >

（注 印は、いずれかに適合すれば良いもの。この印がない場合は、すべて満たすことが必要。）

| 項 | 行為の種類 | 号 | 基準の内容 | | | |
|--------|---|-------|------------|--|--|--|
| 第 12 項 | 工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築 | 本文 | 第 1 項第 1 号 | 設置期間が 3 年を超えず、かつ、当該工作物の構造が容易に移転し又は除去することができるものであること。 | | |
| | | | 第 1 項第 6 号 | 当該工作物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該工作物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。 | | |
| | | 第 1 号 | 第 1 項第 2 号 | 次に掲げる地域で行われるものでないこと | | |
| | | | | イ | 特別保護地区、第 1 種特別地域、海中公園区 | |
| | | | ロ | 第 2 種特別地域又は第 3 種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により特別保護地区又は第 1 種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要である地域）であるもの （1）高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 （2）野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 （3）地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 （4）優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域 | | |
| | | | 第 1 項第 3 号 | 当該工作物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。 | | |
| | | | 第 1 項第 4 号 | 当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。 | | |
| | | | ただし書 | 次に掲げる行為のいずれかに該当する行為又は第 1 種特別地域において祭典のため地方公共団体（当該祭典の準備及び運営を行うことを目的とする団体であって、地方公共団体が構成員となっているものを含む）により行われる行為にあつては、この限りではない。 | | |
| | | | | イ | 地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築 | |
| | | | | ロ | 既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。） | |
| | | | | ハ | 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築 | |
| | | | 第 2 号 | 当該工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 | | |
| ただし書 | 特殊な用途の工作物については、この限りでない。 | | | | | |

大雪山国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例
 (然別湖畔地区)



大雪山国立公園内の法面緑化の工法

1. 緑化の基本方針

道路敷設や公園施設整備等によって発生した裸地や、岩盤地等の崩落地では、雨水による表土の侵食や表層崩落の防止、自然環境への影響の緩和や景観向上の観点から緑化が行われてきた。

従来の公共事業では、工事法面等の早期緑化を図るため、外来緑化植物が緑化材料として多用されてきたが、近年では外来種問題への配慮から、在来植物も利用されてきている。

大雪山国立公園では、公園管理の基本方針で、原生的な自然環境を有する地域の厳正な保護、公園の特徴的な風致景観の保護を図ることが挙げられており、この方針に沿った緑化対象地に適した工法及び緑化材料を選定することが望ましい。

「平成 17 年度外来生物による被害の防止等に配慮した緑化植物取扱方針検討調査報告書」
(環境省自然環境局、2006 年 3 月)を参考に作成

2. 緑化の留意事項

緑化にあたり、生物多様性保全の観点から、以下の問題がある。

移入種による生態系の攪乱

移入種と自生種との浸透性交雑の問題

外来の系統の導入による在来の地域性系統の遺伝子攪乱

「生物多様性保全のための緑化植物の取り扱い方に関する提言」
(日本緑化工学会誌 27 巻 3 号、日本緑化工学会、2002 年)より引用

「生物多様性保全のための緑化植物の取り扱い方に関する提言」(日本緑化工学会誌 27 巻 3 号、日本緑化工学会、2002 年)では、緑化植物を取り扱う際の地域の考え方として、4 つの保全レベルをあげており、本公園に該当する対象地を下表に示す。

表-緑化の保全レベルと大雪山国立公園での対象地

| 「生物多様性保全のための緑化植物の取り扱い方に関する提言」 | | 大雪山国立公園での対象地 | 主な想定緑化工法 |
|-------------------------------|--|--------------------------|--|
| 保全レベル | 緑化内容等 | | |
| 遺伝子構成保護地域 | <ul style="list-style-type: none"> 緑化による特定の対立遺伝子頻度の変化を避けるため外部からの植物の導入はいっさい行わない。 対象地となるのは、原生的な自然を有し記念物的な価値の高い地域、学術的な理由から植物の人為的移動を認めない地域。 | 特別保護地区のうち、雪田草原等の自然草原分布地域 | 植物導入工、表土ブロック移植工、マザーソイル工法、根株(伐り株)移植工等 |
| 系統保全地域 | <ul style="list-style-type: none"> その地域に新たな対立遺伝子を持ち込まないように地域に自生する系統を用いた緑化を行う。 対象地となるのは、隔離されたハビタットであり、具体的には島嶼、高山、河川、湿地に加えて、自然の保護を図る地域。地域の広がりについてはそれぞれの植物の遺伝子流動の範囲とする。 | 上記を除く特別保護地区、特別地域 | 上記工法その他、地域内の森林表土を用いた植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工等 |
| 種保全地域 | <ul style="list-style-type: none"> 緑化には自生種を用い、その系統は問わない。施設の形態や管理条件等によって、栄養繁殖による逸出を防ぐ手当が可能ならば、交雑によって作出した種子繁殖力を持たない緑化植物を使用することも認められる。 | 普通地域 | 植生マット工、植生シート工、苗木・成木植栽等 |
| 移入種管理地域 | <ul style="list-style-type: none"> 植栽した植物が自然生態系に逸出しないように管理しながら、移入種を植栽できる。 上記を除いた全ての地域がこれにあたる。一般に、自然生態系から隔離された環境で、人間による植物の管理が可能な領域である。 | 該当地域なし | 植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工等 |

原則として利尻礼文サロベツ国立公園には該当地域はないが、早期の緑化が必要で、自生種または地域系統種による緑化が困難な地域については、十分な管理を行うことを前提に移入種管理地域とする。

生物多様性保全のレベルに応じた緑化手法として下記に一部を示すが、状況に応じて、適切な方法が選択され、必要に応じて組み合わせて用いられなければならない。

- 【遺伝子構成保護地域】
 - ・ 外部から植物を導入しない緑化手法
 - ・ 現場産植物と埋土種子の利用
 - ・ 周囲からの植物の自然な侵入に任せる方法(無播種・無植栽)
- 【系統保全地域】
 - ・ 地域性系統あるいは現場産資源を用いた緑化手法
 - ・ 初期的な侵入を抑えるなど、人為的な植物の導入は非永続的な植物に限定する方法
 - ・ 完全に人工的な植生の成立をはかる方法
- 【種保全地域】
 - ・ 地域性系統に限定されないが、在来の自生種を用いた緑化手法
 - ・ 初期的な侵入を抑えるなど、人為的な植物の導入は非永続的な植物に限定する方法
 - ・ 完全に人工的な植生の成立をはかる方法
- 【移入種管理地域】
 - ・ 移入種の外部への逸出、侵略種の繁茂がおきないように管理しながら移入種を用いる緑化手法

「生物多様性保全のための緑化植物の取り扱い方に関する提言」
(日本緑化工学会誌 27 巻 3 号、日本緑化工学会、2002 年)を改訂

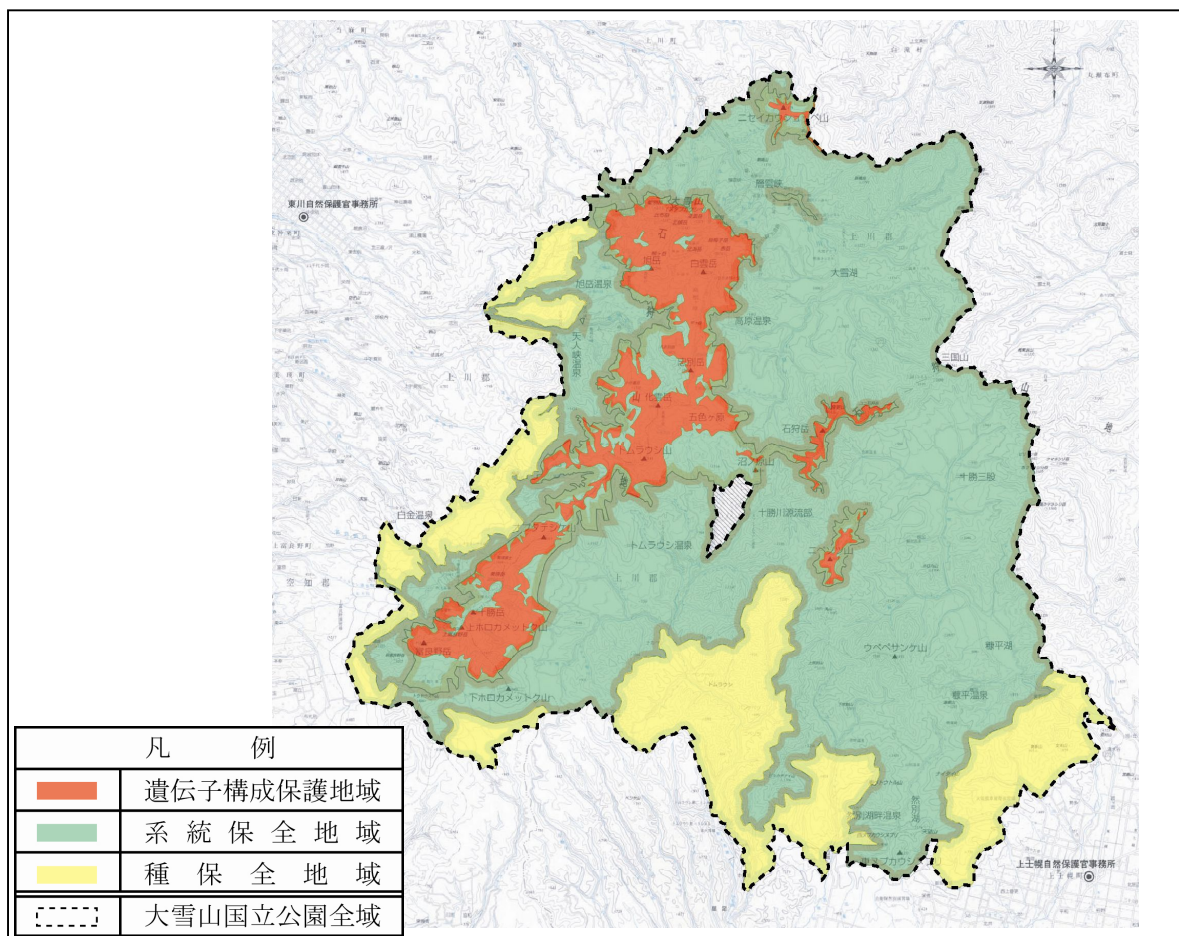


図-大雪山国立公園における緑化保全レベル

3. 想定される工事種

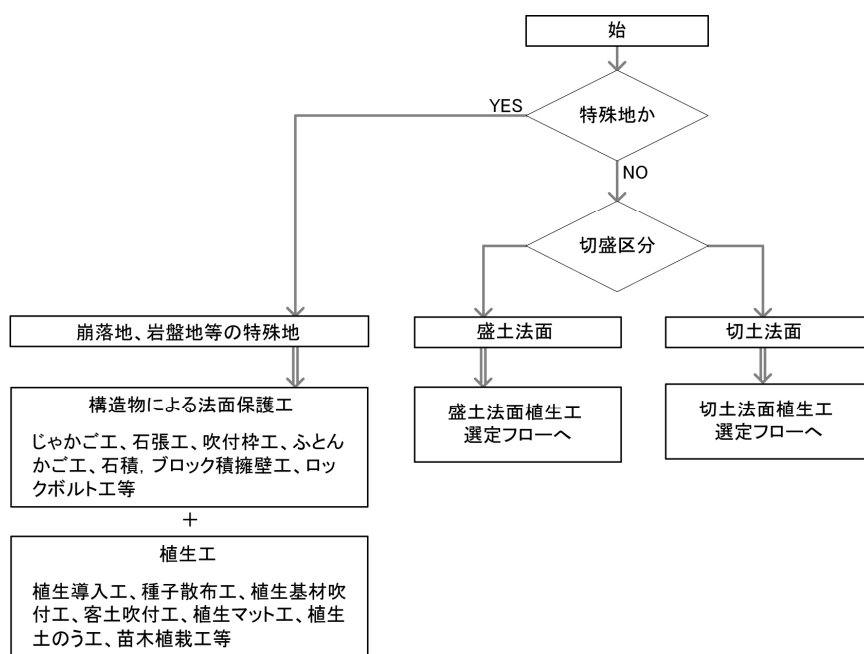
大雪山国立公園で緑化が必要となると想定される工事種は、道路を主として、公園施設周辺、砂防施設及び砂防工事用道路、土石採取跡地、崩落地等が挙げられる。

4. 緑化工法選定フロー

上記に挙げた工事種の、工事対象地の形状は基本的には切土法面と盛土法面に大別でき、その他の特殊地として崩落地や岩盤地等がある。

緑化工法を選定する際、緑化対象地が特殊地である場合には、その立地環境条件に応じて、じゃかご等の構造物による法面保護工と植生工を併用する工法を選定する必要がある。

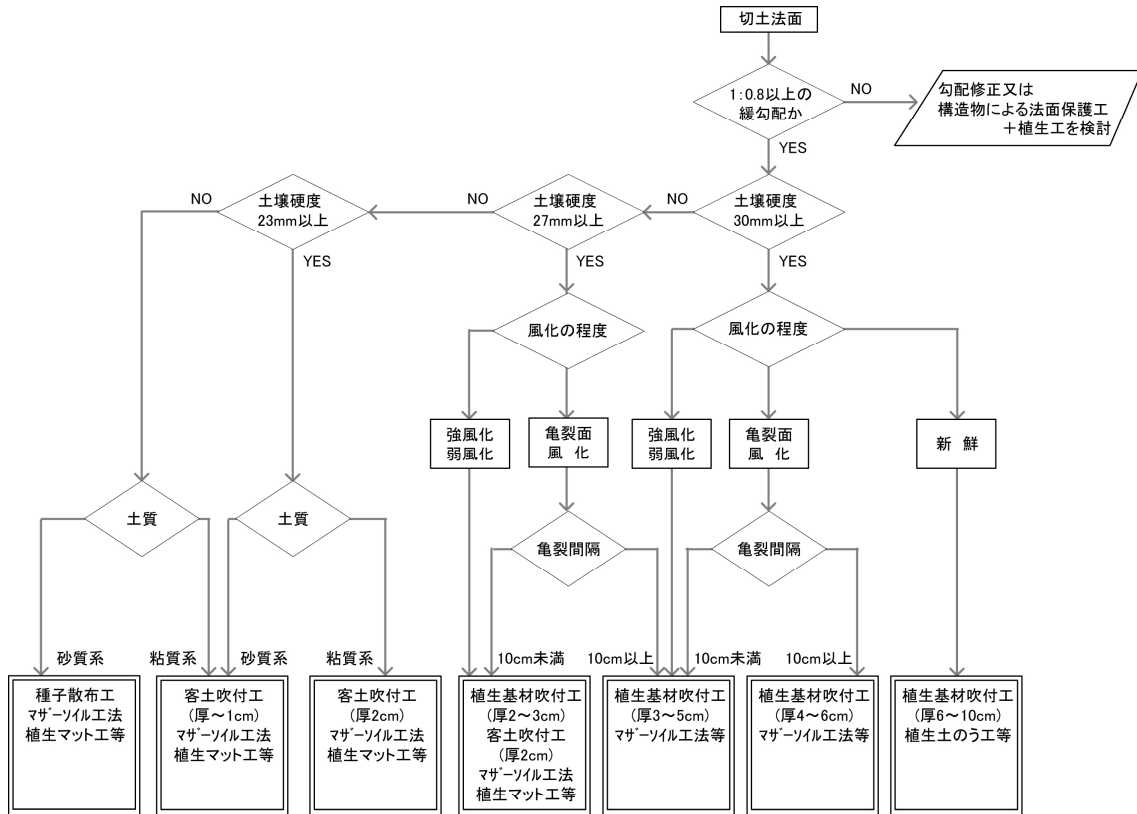
また、地形、地質、法面勾配により基本となる工法の選定も異なるため、切土法面あるいは盛土法面かにより緑化工法の選定も異なる。その選定フローを次頁以降に示す。



「道路土工 - のり面工・斜面安定工指針」((社) 日本道路協会, 1999) に加筆
図- 工事対象地による緑化工法選定フロー

4-1 切土法面

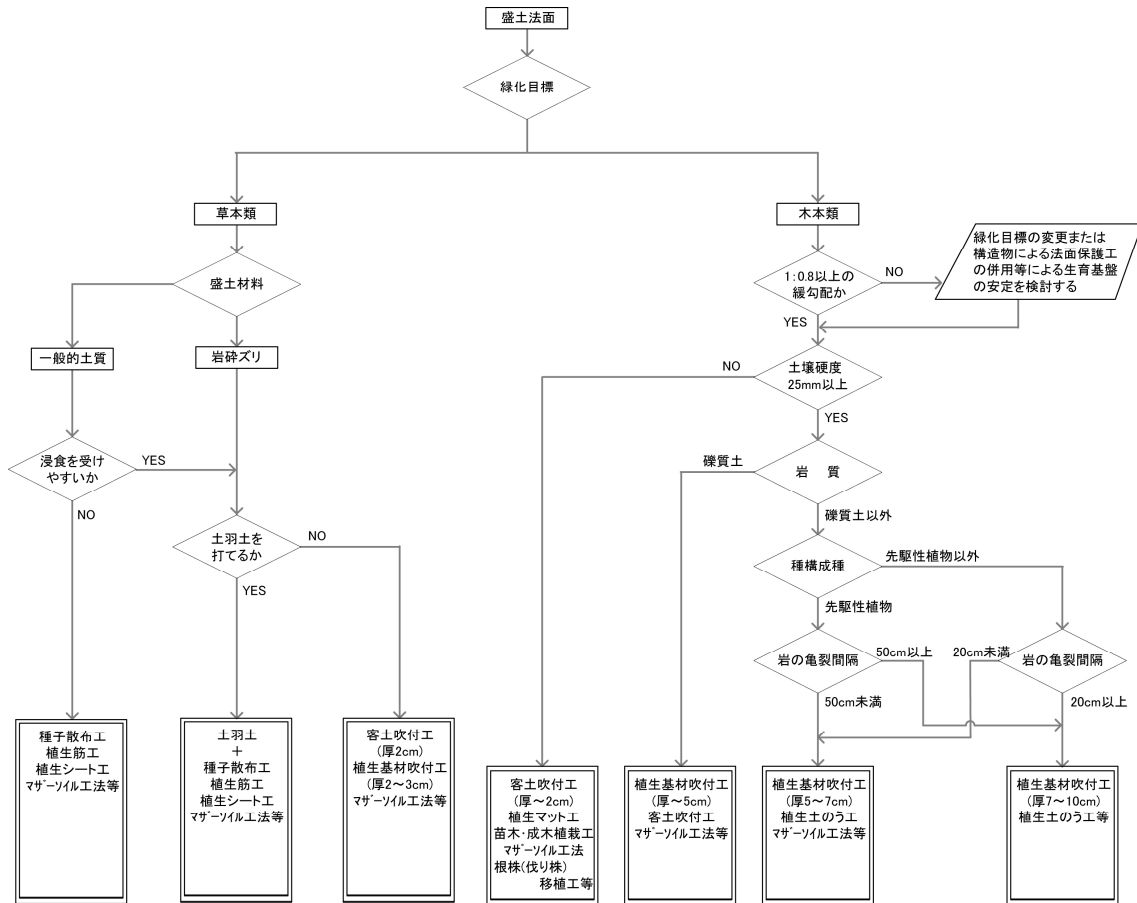
切土法面の場合、法面の安定を左右する要因が多く、土質が複雑な場合が多いため、それらに留意して緑化工法を選定することが望ましい。以下に切土法面の緑化工法選定フローを示す。



「道路土工 - のり面工・斜面安定工指針」((社)日本道路協会, 1999) に加筆
 図-切土法面の緑化工法選定フロー

4-2 盛土法面

盛土法面の場合、法面の構成材料が明らかであるため、材料強度を基にして安定勾配を求めることができ、切土法面と比べて、安定勾配の確保が容易である。下に盛土法面の緑化工法選定フローを示す。



「道路土工 - のり面工・斜面安定工指針」((社)日本道路協会, 1999) に加筆
図-盛土法面の緑化工法選定フロー

5. 緑化工法概要と利用想定種

大雪山国立公園において想定される緑化工法の概要及び緑化利用種は下表に、一般的な施工適期は次頁に示すとおりである。

表 - 大雪山国立公園において想定される緑化工法の概要

| 工種 | 主な緑化材 | 長所 | 短所 | 適応保全レベル | | | |
|------------------|----------|---|---|---------|--|--|--|
| | | | | | | | |
| 植生導入工 | 用いない | 人為的な植物の導入を行わないため、地域固有の群落を形成できる。 | 施工成果が不安定で、確実性が劣る。成果が周辺状況に著しく左右される。早期緑化には不適。 | | | | |
| 表土ブロック移植 | 森林表土 | 表土中の埋土種子や根系から発芽・出芽させ、在来植物を用いた緑化により地域の自然に近い植物群落の形成が可能。 | 1:1.5以上の急勾配では、表土ブロックの採取が困難である。幹周り25cm以上の高木の移植は不適。施工成果が不安定で、確実性が劣る。成果が周辺状況に著しく左右される。 | | | | |
| マザーソイル工法 | 森林表土 | 表土中の埋土種子や根系から発芽・出芽させ、在来植物を用いた緑化により地域の自然に近い植物群落の形成が可能。 | 施工成果が不安定で、確実性が劣る。成果が周辺状況に著しく左右される。 | | | | |
| 植生基材吹付工 | 森林表土、種子 | 侵食防止、凍上崩落抑制が期待できる。ある程度の凸凹地にも施工可能。 | 混入する種子により、発芽に適した土壌(覆土)厚の検討が必要。 | | | | |
| 客土吹付工 | | 侵食防止、凍上崩落抑制が期待できる。ある程度の凸凹地にも施工可能。 | 混入する種子により、発芽に適した土壌(覆土)厚の検討が必要。 | | | | |
| 種子散布工 | | 侵食防止、凍上崩落抑制が期待できる。短期間で広範囲の緑化が可能。ある程度の凸凹地にも施工可能。 | 混入する種子により、発芽に適した土壌(覆土)厚の検討が必要。切土法面等の肥料分の少ない土質では追肥管理が必要。初期生育までの浸食防止効果に乏しく、雨水により法面浸食を受ける場合がある。 | | | | |
| 植生土のう工 | | 不良土、硬質土法面の侵食防止が期待できる。 | 1:0.8より急な勾配では落下することがある。 | | | | |
| 植生マット工 | 種子 | 侵食防止、凍上崩落抑制が期待できる。 | マットを法面に密着させる必要があり、凸凹地には不向き。 | | | | |
| 植生シート工 | | 侵食防止、凍上崩落抑制が期待できる。 | シートを法面に密着させる必要があり、凸凹地には不向き。 | | | | |
| 植生筋工 | | 盛土法面の侵食防止を期待できる。部分植生に効果的。 | 砂質土には不適。人力施工によるため、長大法面には不向き。 | | | | |
| 苗木、成木植栽工 | 苗木、成木 | 早期の緑化が可能。 | 成木は定着が難しく、根鉢を小さくすると枯死する確率が高くなる。播種木と比べて、根の伸長が劣る。 | | | | |
| 根株(伐り株)移植工 | 成木 | 道路工事で発生する根株(伐り株)を有効活用できる。移植樹の根元周りを含めた根鉢づくりを行うため、林床植物、土壌微生物群も同時に移植され、移植先の自然回復に大きく役立つ。移植樹の地上部がほとんどないため、移植作業が容易。現地自生種活用のため、活着率が高く、早期の緑化効果が期待できる。 | 萌芽幹が発生しないため、針葉樹類には適用できない。樹木の生長に伴い萌芽力が低下するため、根元直径が約30cm以上の樹木には不適。樹木生長への影響及び伐り株の乾燥による枯死の原因となるため、夏季の移植は不適。 | | | | |
| 挿し木(埋枝工、埋幹工、埋根工) | 木本の枝、幹、根 | ヤナギ類等の挿し木が可能な樹木は、物理的攪乱に強く、勾配1:1.2程度の切土法面や道路面からの排雪がかかる盛土法面上部等でも適用可能である。現地の植物を利用するため、地域の自然条件に適合した在来樹種で緑化できる工法である。 | 斜面における埋枝は、融雪時の雪のずり落ちる圧による埋め枝の抜け落ちに留意する。 | | | | |

注)適応保全レベル : 遺伝子構成保護地域、 : 系統保全地域、 : 種保全地域、 移入種管理地域
: 最も適する工法、 : 対象地の状況に応じて適用可能な工法
)緑化材の使用については「2. 緑化の留意事項」参照

表 - 大雪山国立公園において想定される緑化利用種

| 工種 | 主な緑化材 | 利用想定種 |
|----------------------|----------|---|
| 植生導入工 | 用いない | 周辺からの植物の侵入による緑化。 植物種は導入しない。 |
| 表土ブロック移植 マザーソイル工法 | 森林表土 | 工事地区の森林表土 |
| 植生基材吹付工 客土吹付工 | 森林表土、種子 | 工事地区の森林表土 先駆木本：ケヤマハンノキ、シラカンバ、ダケカンバ等 木本：ミズナラ、エゾイタヤ、ヤマモミジ等 在来草本：ススキ、クサヨシ、オオヨモギ、オオイタドリ等 |
| 種子散布工 | | 工事地区の森林表土 在来草本：ススキ、クサヨシ、オオヨモギ等 |
| 植生土のう工 | | 工事地区の森林表土 木本：エゾヤマハギ 等 在来草本：ススキ、クサヨシ、オオヨモギ、オオイタドリ等 |
| 植生マット工 | 種子 | 先駆木本：ケヤマハンノキ、シラカンバ、ダケカンバ等 木本：ミズナラ、エゾイタヤ、ホザキナナカマド等 在来草本：ススキ、イワノガリヤス、オオヨモギ、オオイタドリ等 |
| 植生シート工 | | 在来草本：ススキ、イワノガリヤス、オオヨモギ等 |
| 植生筋工 | | 在来草本：ススキ、イワノガリヤス、オオヨモギ等 |
| 苗木植栽工 | | 苗木 先駆木本：ケヤマハンノキ、シラカンバ、ダケカンバ等 木本：トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、ハイマツ、オガラバナ、ミネカエデ、コヨウラクツツジ等 |
| 成木植栽工 | 成木 | 木本：ミズナラ、ハルニレ、カツラ、ハクサンシャクナゲ等 |
| 根株(伐り株)移植工 | 成木 | 先駆木本：ケヤマハンノキ、シラカンバ、ダケカンバ等 木本：オニグルミ、ミズナラ、エゾイタヤ、シナノキ等 |
| 挿し木(埋枝工、埋根工、埋根工) | 木本の枝、幹、根 | 木本：オノエヤナギ、エゾノキヌヤナギ、タチヤナギ等 |

注)利用想定種の選定にあたっては、国立公園内の現存植生で優占する種、出現頻度の高い種等を選定した。

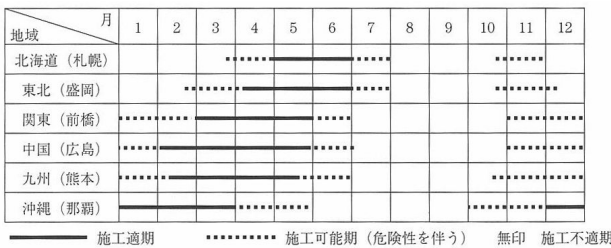
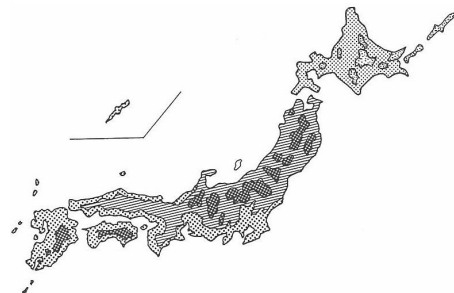
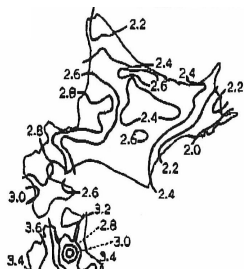


図-木本類の地域別施工時期の目安
「のり面緑化工の手引き」(社)全国特定
法面保護協会、2006)より引用



区分
 (1) 3月下旬～10月中旬(木本類の播種は6月下旬まで)
 (2) 4月上旬～10月上旬(木本類の播種は6月下旬まで)
 (3) 4月下旬～9月下旬(木本類の播種は6月中旬まで)
 (4) 5月下旬～9月上旬(木本類の播種は6月中旬まで)
 (5) 5月下旬～8月下旬(木本類の播種は6月上旬まで)

図-平均気温からみた施工適期の目安
「道路土工-のり面工・斜面安定工指針」
(社)日本道路協会)より引用



| 積算温度 (単位1,000) | 限界時期 |
|--------------------|-----------|
| 2.4以下 | 7月下旬～8月上旬 |
| 2.6 | 8月上旬～8月中旬 |
| 2.8 | 8月中旬～8月下旬 |
| 3.0 | 8月下旬～9月上旬 |
| 3.2 | 9月上旬～9月中旬 |
| 3.4 | 9月中旬～9月下旬 |
| 3.8 | 9月下旬 |

図-10 以上の気温の積算温度による草本類の播種施工限界時期
「全訂新版土木工事ののり面保護工」(鹿島出版会)より引用

大雪山国立公園糠平スキー場事業取扱要領

昭和 63 年 4 月 12 日

本要領が適用される事業は、糠平スキー場事業とする。

1 基本方針

当該スキー場は、既にスキー場施設が整備されているが、東大雪地域における冬期レクリエーション利用の拠点であり、糠平温泉街に面する温泉山東斜面一帯を、初級者から上級者までの多様な利用者のニーズに対応できるスキー場として整備を図るものとする。

今後の整備にあたっては、周囲がエゾマツ、トドマツを主とする森林であることから、森林景観との調和及び快適な利用環境の確保に十分配慮するものとする。

2 スキー場区域

スキー場事業に供する区域は、別添図のとおりとする。

3 保存緑地

施設の整備にあたっては、事業区域に対し 70% 以上の保存緑地（事業区域からスキー場施設敷地を除いたもの）を確保するものとする。

4 スキー場施設

（1）ゲレンデ及びコース

ア ゲレンデ及びコースの新設及び改良にあたっては、十分な施設間隔を保つとともに、災害発生危険箇所等は避けるものとする。

また、自然地形を生かし造成は必要最小限とし、造成箇所は速やかに緑化するものとする。

イ コースの幅は原則として 50 m を超えないものとし、また、新設するコースは立木を極力残し森林景観に配慮した林間コースを基本とするものとする。既に 50 m を超えているコースの拡幅については、利用者の安全確保のために必要な場合に限るものとする。

ウ コースが道道を利用する箇所は、その取付部分の安全性及び夏期の森林景観に特に配慮するものとする。

（2）スキーリフト

ア 設置する路線は景観上の支障が小さい位置とするとともに、道道の横断は極力避けるものとする。

イ 支柱等の色彩はこげ茶系統とする。

(3) 付帯施設

ア 建築物（リフト付帯の管理用施設は除く）は次のとおりとする。

- ・ 休憩所・食堂等を新設する場合は、糠平温泉方面及び道道からの景観に留意するものとし、高さは原則として13m以内とする。
- ・ 屋根の形状は原則として切妻、寄棟等勾配をもつものとする。
- ・ 屋根の色彩はこげ茶系統とする。
- ・ 外壁はできる限り自然材料を用いるものとし、これによらない場合は、茶、ベージュ、灰色等落ち着いた配色とする。
- ・ 汚排水処理施設は、技術的に最良の機能を有すると認められるものとする。

イ 管理用道路の新設、改良は、大幅な地形変更を伴わないものに限るものとする。

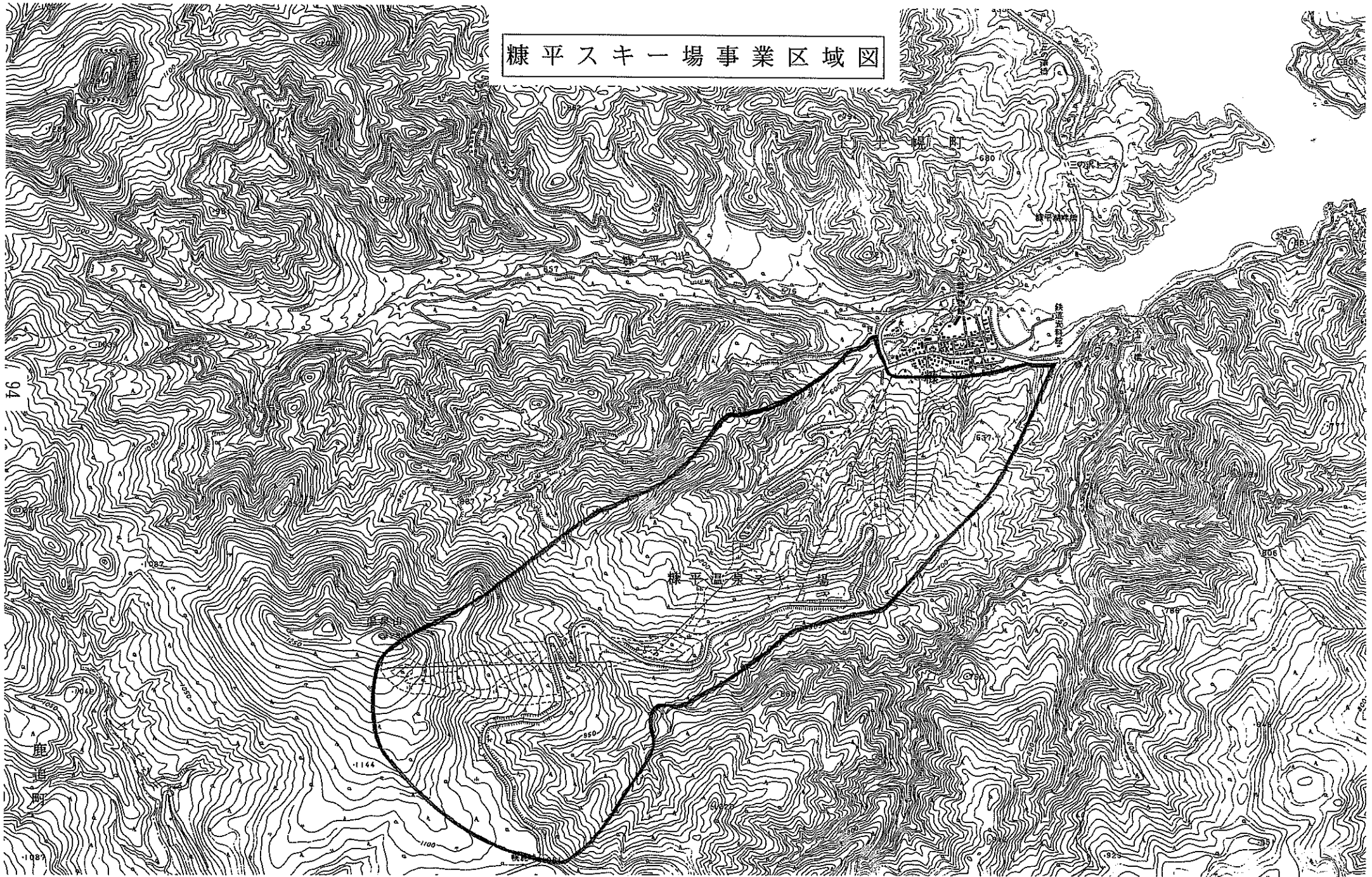
ウ 駐車場の拡張、整備にあたっては、支障木の伐採及び土地形状の変更は必要最小限とするとともに、道道からの景観に留意するものとする。

エ 標識類は形状、色彩等デザインの統一を図るものとする。

5 管理体制

関係機関の指導のもとに管理運営計画を定め、安全対策に万全を期すとともに、十分な数のパトロール員の配置及び医療救急施設の充実を図るものとする。

糠平スキー場事業区域図



94

鹿

1087